

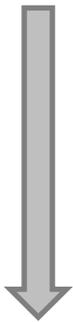
## 第3期東金市子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査について

### 1. 子ども・子育て支援事業計画とは

子ども・子育て支援法第61条により市町村が定めなければならない計画として位置付けられています。

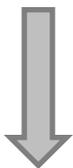
- 計画期間：5年を1期
- 定めるべき事項：教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び時期

### 「東金市子ども・子育て支援事業計画」



- 計画期間：平成27年度から令和元年度までの5年間
- 本計画の前身である「次世代育成支援行動計画」に加え、「子ども・子育て支援法」により、就学前児童の教育・保育及び地域の子育て支援について、量の見込み（利用状況+利用希望から推計）・確保の内容（利用定員の推計）を定めることが位置付けられました。
- 平成25年度に実施したニーズ調査を踏まえて策定しました。

### 「第2期 東金市子ども・子育て支援事業計画」



- 計画期間：令和2年度から令和6年度までの5年間
- 平成30年度に実施したニーズ調査を踏まえて策定しました。

### 「第3期 東金市子ども・子育て支援事業計画」

- 計画期間：令和7年度から令和11年度までの5年間
- 令和5年度に実施するニーズ調査を踏まえて令和6年度中に策定します。

## 2. 第3期東金市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査とは

子ども・子育て事業計画の策定に当たっては、子ども・子育て支援法第61条第4項に「子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成されなければならない」と規定されていることから、ニーズ調査の実施が必須となります。

時 期	内 容
令和5年 9月	国から指針の通知、調査票案の作成
10月	第2回子ども・子育て会議（調査内容の審議）
11月～	調査票の発送（調査期間：約1か月）
令和6年 1月～	回答結果の分析、報告書作成
3月	第3回子ども・子育て会議（調査結果の報告）

## 3. 第3期東金市子ども・子育て支援事業計画におけるニーズ調査の考え方

次の二つの手引き等に基づき、支援事業計画策定の準備を進めるよう求められています。

- 令和5年9月20日に国から示された『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における「量の見込み」の算出等の考え方』
- 第1期計画策定の際に示された『市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き』

当市としては、手引き等を踏まえたうえ、次のように実施する考えです。

- (1) 前回の調査結果と比較できるよう、前回の調査票を基本に実施します。
- (2) 回答者の負担軽減のため設問数が極端に多くならないよう調整します。
- (3) 近年の子ども・子育て施策等のトレンド等を踏まえ、主に就学前児童保護者に対する調査において、次に関する設問を加えます。
  - 世帯の経済状況に関すること
  - 夜間保育に関すること
  - 児童福祉法の改正による新たな事業に関すること
  - 市立保育施設の給食提供に関すること
  - 育児休業取得に関すること